

## 第16期 第6回 豊見城市農業委員会 総会

1 日時： 平成30年2月27日(火) 午後1時34分～午後4時41分

2 場所： 豊見城市役所3階 議会第3委員会室

3 出席農業委員数： 8 名

1番 (会長)	瀬長 澄子	出席
2番 (職務代理)	當銘 博	出席
3番	金城 敏満	出席
4番	宮里 由美子	出席
5番	名嘉眞 朝仁	出席
6番	本底 広彦	出席
7番	上原 啓一	出席
8番	當間 康由	出席

総会に参加した農地利用最適化推進委員 (※推進委員は出席委員数にカウントしない)		
東部地区	長嶺 幸雄	
西部地区	高安 昌俊	當間 勉

4 欠席農業委員数： 0 名

5 農業委員会事務局職員

局長兼班長：大城 靖

主査：當銘 裕太

主任主事：座安 省吾

6 議事録署名委員： 名嘉眞 朝仁 ・ 本底 広彦

7 現場調査日時： 平成30年2月27日(火) 午後1時36分～午後2時58分

8 現場調査数： 6 件

9 付議すべき案件

報告第 25 号	農地転用後の利用状況の報告について(6件)
報告第 26 号	転用許可に係る工事の復元完了報告について(1件)
報告第 27 号	現況証明願について(3件)
報告第 28 号	農地法許可申請の取消し願について(2件)
報告第 29 号	農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について(2件)
報告第 30 号	農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について(5件)
議案第 15 号	農地法第3条の規定による許可申請について(5件)
議案第 16 号	農地法第3条第1項に基づく許可を要する農地の買受適格証明願について(1件)
議案第 17 号	農地法第4条第1項の規定による許可申請について(1件)
議案第 18 号	農地法第5条第1項の規定による許可申請について(5件)
協議第 4 号	農用地等売渡し申し出及びあっせん委員の指名について(1件)
協議第 5 号	豊見城市農業振興地域整備計画に係る意見について

## 10. 会議の内容

会長

これから第16期豊見城市農業委員会第6回総会を開会いたします。

(午後1時34分) 開会

会長

本日の議事日程は、お手元にお配りのとおりです。

会期は、本日1日限りといたします。

本日の出席委員は8名中8名で、豊見城市農業委員会会議規則第11条の規定により定足数に達しておりますので、総会は成立します。

では次に議事録署名委員について、豊見城農業委員会会議規則第13条の規定に基づき、本日の議事録署名委員に、第5番委員の名嘉眞朝仁委員と第6番委員の本底広彦委員のお二人、また会議書記に農業委員会事務局の大城局長及び當銘主査を会長から指名させていただくことにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

会長

それでは議事録署名委員に第5番委員の名嘉眞委員と第6番委員の本底委員、そして会議書記に大城事務局長及び當銘主査を指名します。よろしくお願いたします。

本日提案された議案等についての現場調査5件のほかに農地パトロール及び違反転用調査を行ってから審議に移りたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

会長

異議ないようですので、ただいまから現場調査のために、一時休憩をいたします。

休憩(現場踏査) 午後1時36分

再開 午後2時58分

会長

再開します。

これより報告案件に入ります。初めに報告第25号について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 それでは議案書の 2 ページをお開きください。  
報告第 25 号「農地転用後の利用状況の報告について」  
6 件ございました。内容を確認の上、県知事へ進達を済ませておりますのでご報告いたします。  
以上です。

会長 ただいまの報告第 25 号について質疑を許します。質疑のある方は挙手して質疑をお願いいたします。  
特に質疑ないようですので、進行してよろしいでしょうか。

(進行の声あり)

会長 では、次に報告第 26 号について、事務局の説明をお願いします。

事務局 それでは議案書の 4 ページをお開きください。  
報告第 26 号「転用許可に係る工事の復元完了報告について」  
1 件ございました。内容を確認の上、県知事へ進達を済ませておりますのでご報告いたします。  
以上です。

会長 ただいまの報告第 26 号について質疑を許します。質疑のある方は挙手して質疑をお願いいたします。  
進行してよろしいでしょうか。

(進行の声あり)

会長 では次に、報告第 27 号について事務局の説明をお願いいたします。

事務局 それでは議案書の 6 ページをお開きください。  
報告第 27 号「現況証明願について」  
3 件ございました。内容を確認の上、証明発行いたしましたのでご報告いたします。  
以上です。

会長 報告第 27 号について質疑を許します。質疑のある方は挙手してから質疑をお願いいたします。

進行してよろしいでしょうか。  
特にないようですので、進行してよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

会長 次に報告第 28 号について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 それでは議案書の 8 ページをお開きください。  
報告第 28 号「農地法許可申請の取消し願いについて」  
2 件ございました。内容を確認の上、県知事へ進達いたしましたのでご報告いたします。  
以上です。

会長 報告第 28 号について質疑を許します。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

(8 番委員挙手)

会長 はい、8 番委員。

8 番委員 こういう取消し願いというのはよくあることなのですか。

事務局 頻度でいうと、そんなにないです。

8 番委員 取引自体も成立していなくて、ということなのですか。取引も成立していたけれども取り消すのですか。

事務局 今回の件は、双方の契約がもうなくなってしまったからです。ただもう実際、所有権が移っていたりした場合は事業計画を変更していただくことになります。

8 番委員 わかりました。

会長 では、ほかに質疑ありませんでしょうか。よろしいですか。

(はいの声あり)

会長 次に報告第 29 号について事務局の説明をお願いいたします。

事務局 それでは議案書の 10 ページをお開きください。  
報告第 29 号「農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出について」  
2 件ございました。事務局長専決により届出書を受理いたしましたので、ご報告  
いたします。  
以上です。

会長 報告第 29 号について質疑を許します。質疑のある方は挙手をお願いいたし  
ます。  
特にないようですので、進行してよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

会長 次に議案報告第 30 号について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 それでは議案書の 14 ページをお開きください。  
報告第 30 号「農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出について」  
5 件ございました。事務局長専決により届出書を受理いたしましたので、ご報  
告いたします。  
以上です。

会長 ただいまの報告第 30 号について質疑を許します。質疑のある方は挙手して  
お願いいたします。  
特にないようですので、進行してよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

会長 次に、議案案件に入ります。  
議案第 15 号について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 議案第 15 号について、説明いたします。  
議案書 21 ページをお開きください。議案第 15 号「農地法第 3 条の規定による  
許可申請」については、5 件の申請がございます。  
まず整理番号 1 番につきましては、23 ページをお開きください。申請のありま  
した豊見城市字我那覇漢謝原 333 番 1、それと 333 番 8、333 番 12 につつま

て、農地法第3条第2項の各号に該当しないことから、許可相当ではないかと思われま

す。  
整理番号2番につきまして、25ページをお開きください。申請のありました豊見城市字我那覇漢謝原333番9、333番10、333番11につきましては、農地法第3条第2項の各号に該当しないことから、許可相当ではないかと思われま

す。  
整理番号3番につきまして、議案書の27ページをお開きください。申請のありました豊見城市字高嶺下深底原179番2につきましては、農地法第3条第2項の各号に該当しないことから、許可相当ではないかと思われま

す。  
整理番号4番につきまして、29ページをお開きください。申請のありました豊見城市字翁長真謝原434番1につきましては、農地法第3条第2項の各号に該当しないことから、許可相当ではないかと思われま

す。  
整理番号5番につきまして、議案書の31ページをお開きください。申請のありました豊見城市字翁長木山原760番、775番1、776番につきましては、農地法第3条第2項の各号に該当しないことから、許可相当ではないかと思われま

す。  
以上です。

会長

事務局の説明が終わりました。議案第15号については、1件ずつ審議しますが、整理番号1番から3番までと整理番号4番及び5番は関連していますので、一括して審議をします。

それでは整理番号1番から3番までについて、委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手して質疑をお願いいたします。

(7番委員挙手)

会長

はい、7番委員。

7番委員

1番から3番まとめてですよ。

会長

はい。

7番委員

整理番号1番で●●さんは渡す側ですけれども、2番、3番では受ける側と。何か理由があるのですか。

事務局

航空図でちょっと見ましようか。22ページ開いてもらえますでしょうか。赤い

枠と青い枠、それぞれ3筆ずつあるのですけれども、これはもともと1筆の大きな土地でした。相続される際に、この●●さんと●さんお二人で、共有名義で相続を受けています。その後、その1筆の畑が6つに分かれているみたいです。6つとも二人の共有名義のままだったので、今回3筆ずつ、6筆のうち3筆は●さん、残りの3筆は●●さんというふうに分けるのと同時に、●●さんは整理番号3番の高嶺の畑も借りて耕作をしていますという申請になっています。

7番委員 はい、わかりました。

会長 いいですか。ほかにございませんでしょうか。  
では、これから採決に移ってよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

会長 整理番号1番から3番までについて、農地法第3条第2項の各号に該当しないことから、許可することに御異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

会長 異議なしとのことですので、整理番号1番から3番までについては許可することに決定しました。

事務局 ちょっと休憩しましょうか。

会長 休憩します。

休憩 午後3時08分

再開 午後3時10分

会長 再開します。  
では、次に進んでいいですね。整理番号4番から5番について、質疑のある方は挙手をお願いいたします。

(7番委員挙手)

会長 はい、7番委員。

7番委員 ●●さん、公務員となっていますけれども、156日オクラとハウレンソウ。公務員の仕事のほうは大丈夫なのですか。

事務局 その件につきましては、いただいている書類がございまして、今勤務しているところの所属長のほうから、勤務形態の証明書とか、今勤務している職場以外で農業とかをしても大丈夫ですという書類を提出して、添付してもらっていますので、それをもとに計算すると156日というのは可能になっています。また、この方は再雇用での勤務になっています。

7番委員 ただ再雇用でも、公務員という…。

事務局 週に4日勤務だそうです。

7番委員 この公務員というタイトルで書いていいのかなという感じですよ。年齢を見れば再雇用だとは思いますが、もうちょっと別の書き方をしても。

事務局 従事日数は週3日働いても十分クリアできる数字ではあるのです。

7番委員 ただ、オクラとありますけれども、オクラは基本的に休みがないので大丈夫かなと。なので週4日ということであればこの辺で、また経営開始なので、本人が対応できるのかとか、あと自分が気になるのはこの職業の書き方です。括弧で囑託とかそういう書き方をすればまだいいと思うのですが、もろに公務員と書いてあるので、公務の人が畑をやっていいのかという。解釈の仕方だとは思いますが。

事務局 一応その辺は、営利企業への従事事項許可申請書というのがあるのです。これを申請して発行してもらうことで、ほかの業務もやっていいですよという証明になるのです。今それが添付されているので、ちゃんと認められて農業していいということになっています。

7番委員 一応物理的な従事日数は確保できている。

事務局 はい。  
それと必要な書類の添付は全部ついているということで、申請とその従事日数

関係は、下限面積もそうなのですよ。許可要件は一応満たしているということなのです。

7番委員　　じゃあ許可書も添付してもらえれば、またわかりやすかったのかな。

事務局　　一応それはちゃんと出されています。所属長の許可書がついています。

7番委員　　はい、わかりました。

会長　　いいですか。では、ほかにいらっしゃいませんか。

では、これから採決に移ります。整理番号4番から5番について、農地法第3条第2項各号に該当しないことから、許可することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

会長　　異議なしとのことですので、整理番号4番から5番については許可することに決定します。

次に、議案第16号について事務局の説明を求めます。

事務局　　ちょっと休憩をお願いします。

会長　　休憩します。

休憩　午後3時15分

再開　午後3時21分

会長　　再開します。

事務局からの説明をお願いします。

事務局　　それでは議案第16号について説明いたします。

議案書33ページをお開きください。議案第16号「農地法第3条の規定に基づく許可を要する農地の買受適格証明願い」については、1件申請がございます。議案書36ページです。今回買い受けようとする土地については、豊見城市宇与根西原23番3になっています。こちらにつきましては、農地法第3条第2項の各号に該当しないことから、買受適格証明の相当になると思われま

以上です。

会長 事務局の説明が終わりました。  
議案第 16 号について質疑を許します。質疑のある方は挙手してから質疑をお願いいたします。

(7 番委員挙手)

会長 はい、7 番委員。

7 番委員 農地ほかに世帯耕作地 3,281 m<sup>2</sup>、場所はどこで、ちゃんと第 3 条の契約とか、  
利用権設定とか、作物とかわかりますか。

事務局 こちらは現在経営地は 2 筆あります。1 筆は翁長由美原のほうにあります。もう 1 筆が保栄茂の親川原になっていまして、現場については僕のほうで確認してまいりました。現場については耕作はされていまして、特に保栄茂のほうについては 1 種類だけではなくて何種類も耕作されてきれいな状態でした。翁長のほうもそうです。詳しい作目は、ちょっと僕の見分けがつかなかったのもあって、一応何種類か植えているのがわかるほど耕作はされていまして。

7 番委員 本人はいなかった？

事務局 本人には会っていないです。これは代理人申請になっています。

7 番委員 ふだんから耕作されている状態ではあると？

事務局 そのように見られました。

7 番委員 はい、わかりました。

会長 では、ほかにいらっしゃいませんか。これで採決に移ってもよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

会長 では、議案第 16 号について、買受適格証明の願出人について、農地法第 3 条

第2項各号に該当しないことから、買受適格を有することについて証明書を発行すること及び当該願出人が競売において最高価買受人または次順位買受人となったときは、当該証明書を交付する時点と内容が異なっている場合を除き、農地法第3条の規定により許可申請書を受理し、許可書を交付することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

会長 異議なしとのことですので、議案第16号については買受適格証明書を発行すること及び当該願出人の競売において最高価買受人または次順位買受人となったときは、当該証明書を交付する時点と内容が異なっている場合を除き、農地法第3条の規定により許可申請を受理し、許可書を交付することに決定しました。  
休憩します。

休憩 午後3時27分

再開 午後3時38分

会長 再開します。  
では次に、議案第17号について審議をします。事務局の説明をお願いします。

事務局 それでは議案書38ページをお開きください。  
議案第17号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」  
1件ございました。申請内容につきましては記載のとおりとなります。それでは、申請案件について御説明致します。  
整理番号1番につきましては、43ページをお開きください。申請のあった土地は字饒波饒波原235-1、用途は貸駐車場。当該申請地について、農地法第4条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。議案第17号について、説明は以上です。

会長 事務局の説明が終わりました。議案第17号について、委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手してお願いいたします。

(2番委員挙手)

会長 はい、2番委員。

2 番委員

別に許可はオーケーなのですが、ここはちょうど車の出入りが大分厳しいので、ここはかなり気をつけて出入りをしてもらわないと、坂道上がったの見えない部分なので。僕もここを通るのですけれども、いつも見ているのですけれども、交通が、結構往来が激しいので、その辺を気をつけてもらえればと思います。以上です。

会長

ほかにいらっしゃいませんか。では、これより採決に移ってよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

会長

では、議案第 17 号について、農地法第 4 条第 2 項各号に該当しないことから、許可相当として沖縄県知事へ進達することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

会長

異議なしとのことですので、議案第 17 号については許可相当として、沖縄県知事へ進達することに決定します。

では次に、議案第 18 号について事務局の説明をお願いいたします。

事務局

それでは議案書 45 ページをお開きください。

議案第 18 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」

5 件ございました。申請内容につきましては記載のとおりとなります。それでは、申請案件について御説明致します。

整理番号 1 番につきましては、52 ページをお開きください。申請のあった土地は字渡橋名真和志原 120-5、用途は一般住宅。当該申請地について、農地法第 5 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

次に整理番号 2 番につきましては、58 ページをお開きください。申請のあった土地は字伊良波西原 536-2、用途は貸資材置場、当該申請地について、農地法第 5 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

次に整理番号 3 番につきましては、69 ページをお開きください。申請のあった土地は字金良後原 437-6、用途は農家住宅。当該申請地について、農地法第 5 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられま

す。

次に整理番号 4 番につきまして、85 ページをお開きください。申請のあった土地は字翁長浜原 809、810、用地はバスターミナル営業所。当該申請地について、農地法第 5 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

次に整理番号 5 番につきまして、89 ページをお開きください。申請のあった土地は字翁長浜原 811、用途はバスターミナル営業所。当該申請地について、農地法第 5 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

議案第 18 号について、説明は以上です。

会長

事務局の説明が終わりました。

議案第 18 号は 1 件ずつ審議しますが、整理番号 4 番と 5 番は関連しますので、一括して審議します。

まず整理番号 1 番について、委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手してお願いいたします。

質疑なしと認めて、採決に移ってよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

会長

では、整理番号 1 番について、農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないことから、許可相当として沖縄県知事へ進達することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

会長

異議なしとのことですので、整理番号 1 番は許可相当として沖縄県知事へ進達することに決定します。

次に整理番号 2 番について、委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手してお願いいたします。

では、採決に移ってよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

会長

では、整理番号 2 番について、農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないことから、許可相当として沖縄県知事へ進達することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

会長 異議なしとのことですので、整理番号2番は許可相当として沖縄県知事へ進達することに決定しました。  
次に整理番号3番について、委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手してお願いいたします。

(8番委員挙手)

会長 はい、8番委員。

8番委員 非農用地になっているという話があったのですが、下水道なんかは畑には流れずにうまくバイパスはされているものなのですか。

事務局 この金良の非農用地というのは、そういったインフラが全く整備されていないところなので、家を建てる人が自費をもって整備しないとイケないです。そのために、金良の非農用地の組合のほうに、こういった設備を整備していいですかという確認願いも出されていて、その承認も受けています。

8番委員 下水道の話？

事務局 そうです。

8番委員 下にタンクか、何か設けるような感じなのですか。

事務局 まず浄化槽を置いて、側溝も整備して、既存の側溝まで引っ張って、排水を流すように整備します。

事務局 63ページに、この住宅の平面図があって、こちら側に浄化槽、浄化槽で浄化された上水を前面に出すという計画ですね。

8番委員 お風呂とか料理とかで使った水は浄化槽へ行って、その後排出するということですか。

事務局 そうです。はい。

8 番委員	わかりました。
会長	ほかにいらっしゃいませんか。採決してよろしいでしょうか。  (はいの声あり)
会長	では、整理番号 3 番について、農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないことから、許可相当として沖縄県知事へ進達することにご異議ございませんか。  (異議なし)
会長	異議なしとのことですので、整理番号 3 番は許可相当として沖縄県知事へ進達することに決定しました。 では次に整理番号 4 番、5 番は関連しますので、一括に審議したいと思います。 どうぞ、質疑のある方は挙手してお願いいたします。 では、質疑なしと認めて採決に移りたいと思いますが、よろしいでしょうか。  (はいの声あり)
会長	では、整理番号 4 番から 5 番について、農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないことから、許可相当として沖縄県知事へ進達することにご異議ございませんでしょうか。  (異議なし)
会長	異議なしとのことですので、整理番号 4 番から 5 番は許可相当として沖縄県知事へ進達することに決定しました。 次に、協議第 4 号について審議します。協議第 4 号については、第 8 番委員が関連しておりますので、農業委員会等に関する第 31 条第 1 項の規定により、議事に参与できませんので、退出をお願いします。  8 番委員退場 (午後 3 時 54 分)
事務局	それでは、協議第 4 号「農用地等売渡し申し出及びあっせん委員の指名について」説明いたします。議案書の 91 ページ、それと 92 ページをごらんください。 豊見城市字保栄茂●●番地の●●●●さんから、字保栄茂西原 1257 番 1、面

積が 543 ㎡。同じく字保栄茂西原 1262 番 1、面積が 383 ㎡、この 2 筆について売渡しあっせんの申し出が出ております。このあっせんにつきまして、事前に実質的な契約を締結をしているとか、不動産業者が介入しているといった不適正な事実がないことを申請者から確認をとっております。本日配付いたしました追加資料、選定調書の案、それと別紙小表の案、それと農地移動適正化あっせん事業の実施要領、それと資料 2 農業経営基盤の評価の促進に関する基本的な構想、これを見ながら説明したいと思います。

まず選定調書の案、両面刷りになっておりますけれども、まず片面につきまして、字保栄茂西原 1262 番の 1、面積が 3.83 a (383 ㎡)、これにつきまして農地移動適正化あっせん事業の対象としては、不適正な事実はございませんでしたので、なしに○をつけてございます。選定の相手方につきましては、3 番の(1)に書かれている 4 名を候補者としてはどうかと考えております。この相手方の選定の経過につきましては、相手方にたべきものの制定の経過、ここに書かれているように農地移動適正化あっせん事業実施要領、この中の 7 の(3)アからオの事項、それと同じくこの実施要領の 3 の(4)の事項、これを総合勘案して順位を定めております。

次に裏面です。こちらのほうには、字保栄茂西原 1257 番 1、面積が 5.43 a (543 ㎡) これについて、農地利用適正化あっせん事業の対象として、不適正な事実につきましては、これはございませんでしたので、なしで○をつけてございます。相手方の選定につきましては、ここに書かれている 4 名が適正ではないかと考えております。相手たるべきものの選定の経過につきましては、あっせん事業実施要領の 7 の(3)アからオ及び同実施要領の 3 の(4)の事項を総合勘案して定めております。一応別紙小表のほうに、この相手候補のたるべきものとして想定される方のあっせん基準への該当事項を示しております。この選定調書及び別紙小表にあるとおり、譲受相手方候補者として、順位第 1 位に●●●●氏と、順位第 2 位に●●●●氏、そして順位第 3 位に●●●●氏または●●●●氏とすることが適正だと思われま。

次にあっせん委員につきましては、西部地区担当の農地利用最適化推進委員である高安昌俊委員及び當間勉委員の 2 名が適切だと思われま。

ちょっと休憩をお願いします。

会長

はい、休憩をとります。

休憩 午後 3 時 58 分

再開 午後 4 時 05 分

会長 再開します。

事務局 それでは、協議第4条について説明は以上でございます。御審議のほう、お願いいたします。

会長 事務局の説明が終わりました。  
それでは委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手して質疑をお願いいたします。

7番委員 休憩をお願いします。

会長 休憩します。  
  
休憩 午後4時06分  
再開 午後4時12分

会長 再開します。  
採決に移りたいのですがどうでしょうか。いいですか。  
  
(はいの声あり)

会長 では、これより採決します。  
協議第4号について、譲受の相手方候補者について事務局説明のとおりとすること及びあっせん委員に西部地区を担当している農地利用最適化推進委員の高安昌俊さんと當間勉委員を指名することにご異議ございませんでしょうか。  
  
(異議なし)

会長 異議なしとのことですので、協議第4号について、譲受の相手方候補者を事務局説明のとおりとして、あっせん委員に高江洲委員と當間委員を指名することに決定しました。よろしくお願いいたします。  
休憩します。  
  
休憩 午後4時13分  
  
8番委員入場(午後4時14分)

再開 午後 4 時 14 分

会長 再開します。次に、協議第 5 号について審議します。事務局の説明を求めます。

事務局 別紙の協議第 5 号見ていただけますか。  
「豊見城市農業振興地域整備計画に係る意見について」ということで、担当のほうでちょっと説明をしますので、よろしくお願いします。

農林水産課 よろしくお願ひします。では、これらちょっと御説明したいと思いますが、今回平成 23 年 3 月に策定された豊見城市農業振興地域整備計画の見直しを平成 28 年度から行っていまして、次回に向けての見直しを行うということで、今年の 1 月に庁内の調整会議を経て、1 月末に沖縄県とより協議を行って、現場確認を行いました。その結果、今ここにあるように豊見城市の農業振興地域整備計画として、県のほうに上げたいと考えております。お手元にある資料なのですが、この詳細図が豊見城市農業振興地域整備計画「農用地利用計画変更明細書」(案)というやつに拡大で載っております。その内訳で、今回黄色除外をしていいですかというリストがお配りしている事業除外が 2 ページ、3 ページで、その次に個別で地権者から土地利用を行いたいということで上がってきたのが 2 ページとなっています。この事業除外というものは豊見城市の都市計画課からこういうふうに都市の形成を図りたい、事業をしたいですということで、事業除外ということで今回載っています。この総合見直しの中で、農業委員会の皆様に意見をお伺いしないといけないという事務の流れがありまして、今回総会のほうで諮らせていただいています。では、よろしくお願いします。

事務局 ちょっとだけ補足しますと、今、都市計画のほうから市街地の形成のために事業地除外という形で上がっているのが、この伊良波地区です。あと座安地区。これは去年の 6 月に、この旧国道 331 号線沿いが市街化のほうに編入されました。編入されたことによって、この道路から 1 つ目のこの地区と座安のこの地区を市街化の形成を図りたいということで、今、上がっている。あとの個別の小さいやつが地主さんからの希望申し出による除外できそうな場所だという形で、こういったところが一つひとつこれにのっかっています。ということです。よろしくお願いします。

6 番委員 この黄色のとは農用地？

農林水産課

この黄色の部分は、農用地区域ですね。農業を振興する地域で、農業の補助事業が入れられる区域です。それからの除外を今回、この赤で書いてある部分です。赤で出されている部分を検討したいということで、農業委員会の意見を聞きたいということで、今回の総会に至っております。

会長

休憩をとります。

休憩 午後 4 時 22 分

再開 午後 4 時 39 分

会長

再開します。

ただいま農林水産課の皆さんからの説明がありましたけれども、協議第 5 号についての説明が終わりました。農業委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手して質疑をお願いいたします。

質疑なしと認めて、採決に移ってよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

会長

では、協議第 5 号について同意することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

会長

異議なしとのことですので、協議題第 5 号については同意することに決定しました。

事務局

ありがとうございます。

会長

ありがとうございました。

以上をもちまして、本日の提案の議事日程を全て終了いたしました。

委員の皆様には、提案された議事日程に対して真摯で丁寧なご意見をご審議いただきましたこと、ありがとうございました。

これで本日の農業委員会総会を終わります。大変お疲れさまでした。

平成 30 年 2 月 27 日 (火)

午後 4 時 41 分終了

議事録署名委員

会長

瀬長澄子



5番委員

嘉真朝仁



6番委員

本底宏彦

